

# 令和4年度 事業計画

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

## 令和4年度 事業計画

### I 基本方針

わが国では、急速な少子高齢化の進行や、地域コミュニティの希薄化のもと、孤立し生きづらさを抱える人が増えるなど地域生活課題が多様化・複雑化している。そうした中、福祉に関わるさまざまな活動主体が連携・協働した、地域での見守り、相談支援の体制づくりや互いに助け合い・支えあう地域づくりが今、求められている。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大により、日常生活や経済社会活動はもとより対面型の地域福祉活動も大きな制約を受け、要援護者の孤立懸念が増すとともに、非正規労働者やひとり親世帯などで、生活基盤が不安定で生活困窮に陥る人が急増している。今なお、感染の収束が見通せない状況にあり、地域生活課題の深刻化を防ぐため、コロナ禍でのつながりづくりや生活困窮者の自立支援を進めていくことが急務となっている。

こうした状況や課題に的確に対応すべく、本会及び区社会福祉協議会は、第2期大阪市地域福祉活動推進計画に基づき、身近な地域の中で、個々の生活の困りごとや生活のしづらさを「私たちの問題」として捉え、多様な主体の参画・協働を積極的に進めることにより、つながり・支え合うことができる福祉コミュニティづくりを目指し取り組んでいる。

令和4年度においても、本会は、コロナの影響下や感染収束後も見越して、ICTの活用など新たな取組み手法を提案・発信し、これまで地域が培ってきたつながりを途絶えさせない取組み、孤立をつくらない取組みを促すとともに、高齢者や生活困窮者の暮らしの包括的な支援が身近な地域で円滑に進むよう、区社会福祉協議会の取組みをサポートしていく。

また、本会が全市的に行ってきた、福祉に関わる情報発信及び専門的人材の養成、ボランティア・市民活動の育成、成年後見制度等権利擁護の推進、さらには地域こども支援ネットワーク事業などの取組みについても、各区社会福祉協議会の取組みと連動させ、より効果的な実施を図っていく。

さらに、本会及び区社会福祉協議会が安定的・継続的な事業展開を図っていくため不可欠である職員の確保・育成・定着に向けた方策を積極的に実施するとともに、区社会福祉協議会において法人運営等実施体制を拡充するなど、社協総体として組織経営基盤の強化を押し進めていく。

以上、地域福祉推進の中核的役割を担っている本会は、住民主体の理念のもと、地域住民、関係団体、社会福祉施設、行政、企業などとの連携・協働をさらに強め、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」、皆で助け合い支えあう地域共生社会の実現に向けた取組みをより一層推進していくこととする。

## Ⅱ 令和4年度事業

### 1 持続可能で自律した組織基盤の強化

#### (1) 人材の確保・育成・定着

法人の安定的・継続的な事業展開に欠かせないのが人材、とりわけ正規職員の確保であり、より多くの優秀な人材の採用につなげるため、初任給基準の引上げをはじめ、求職者に向け、本会のPR動画を活用した、仕事の魅力や、やりがいについての広報・情報発信、大学など教育機関に対する社会福祉士養成課程の実習生の受入れや職員募集の案内、法人就職説明会の実施など、積極的な採用活動に取り組む。

人材育成に向けては、とりわけ次代を担う職員育成に注力するため、管理職層のマネジメント研修や入職2・3年目を対象とする若手職員研修の内容を見直すなど、各階層別の研修計画を推進する。

人材定着に向けては、在職年数の短い職員の基本給の改善、改正育児・介護休業法、労働施策総合推進法(ハラスメント対策)を踏まえた働きやすい環境づくりを進める。

また、これらの取組み以外に、有効と考えられる方策についても検討する。

#### (2) 財政基盤の強化

本会の収入の大半を占める交付金・委託料は、経営上の重要な財政基盤であることから適切な執行に向け、各事業の予算管理を徹底し効果的・効率的に事業を推進する。

また、さらなる収支改善に向け、消耗品の使用削減や購入方法の見直しによる経費節減を図るとともに、本会の事業活動を広く周知することで、寄附や広告掲載につなげるなど、財源の確保に努める。

さらに、顧問税理士法人の会計支援のもと、日々の会計処理を適正化することで自己財務分析能力を強化するとともに、会計監査人の監査により、適切かつ正確な運営状況を公開するなど財政面の透明性を高める。

#### (3) 組織の透明性と信頼性の確保

極めて公益性が高い団体として、各種法令や本会が定めている規程・規則はもとより、社会的な規範、要請に従い、職員一人ひとりが規律ある行動ができるよう、職員行動指針の徹底、不適切事案の点検など、コンプライアンス意識の向上に努める。

また、各部署で業務ごとに発生する可能性が高いリスクを洗い出し、対処方策を計画、実行、点検することでリスクの顕在化を防ぐため、内部統制の仕組みを強化する。

#### (4) 広報・情報発信と情報共有の推進

##### ア 広報・情報発信

前年度作成した市・区社会福祉協議会活動の紹介冊子・動画や、「大阪の社会福祉」などの広報誌及びウェブ媒体をより効果的に活用し、本会が担っている役割、活動内容、実績について積極的に情報発信し、本会の認知度や社協活動に対する関心、理解の向上を図り、賛助会員や職員の確保などにつなげる。

また、社会福祉大会を開催し、社会福祉に功績のあった個人・団体への顕彰の場を設け、大会決議を通じて、地域福祉活動のより一層の推進に向けた気運を高める。

##### イ 情報共有の推進

有用な情報の共有・活用は効率的・効果的な組織運営の基本であることから、組織内のパソコンネットワークを最大限に活用し、本会及び区社会福祉協議会（以下、「区社協」という。）で共通する事業などに関する情報のデータ化を進め、容易に共有できる環境を構築する。

#### (5) 区社協への法人運営強化に向けた支援

区社協において総務・経理など法人運営機能の強化が急務であることから、令和4年度から法人運営担当職員を順次配置することとしている。本会では、「職員採解事務」「社会保険関係事務」「給与・年末調整事務」「法人運営事務」「経理事務」「文書事務」などの研修の実施、法人運営担当職員の情報交換会の開催を通じ、職員の資質向上を図るとともに、本会が区社協と共同して法人運営に係る実務手引書の作成に取り組む。

また、本会による各区社協の实地調査や、顧問税理士法人による会計支援を引き続き実施するとともに、そこから明らかになった法人運営に係る課題を踏まえた経理事務研修などを開催し、区社協会計事務の平準化に努める。

## 2 地域共生社会の実現に向け地域福祉の推進基盤を担う区社協への支援強化

コロナ禍において、住民の孤立や生活困窮などの地域生活課題が顕在化し、住民相互のつながりが弱まる状況にある中で、各区社協が、身近な地域での助け合い・支え合いを実現する地域支援とあらゆる相談に対応する個別支援の両面で持てる機能を最大限発揮し、一人ひとりの暮らしを支える事業が展開できるような支援を強化する。

(1) 事業横断的な取組みの推進

- ア 第2期 大阪市地域福祉活動推進計画を受け各区社協が策定している「推進方針」に基づく取組みの進捗状況の把握と推進に向けた助言・調整
- イ 地域支援・生活支援・相談支援各グループ管理者会（各年2回）を通じた事業間連携の強化

(2) 地域づくりの推進

- ア 地域支援に関する基礎知識や実践上の視点・手法をまとめた本会作成の「地域支援の参考書」を活用した、地域支援実践の強化及び全地域での地域アセスメントの整備
- イ 各区見守り相談室と地域の見守り活動者との連携づくりなど、各区・地域における見守り活動の推進に係る支援
- ウ 本会作成の「活動実践ヒント集」を活用した生活支援体制整備事業の2層体制における協議体の充実及びコーディネーターの育成
- エ 地域福祉シンポジウムの開催を通じた地域福祉活動の啓発

(3) 包括的な相談支援体制の充実

- ア さまざまな困りごとや複合的な課題を抱えた方に対する包括的な相談支援体制の充実と行政や関係機関との連携推進
- イ 本会作成の見守り相談室のCSWガイドラインに基づく個別支援の推進
- ウ 生活困窮者自立相談支援窓口と見守り相談室の連携推進
- エ 地域包括ケアの推進に向けた総合相談を軸とした地域包括支援センター事業の運営支援
- オ 行政や関係機関と連携したヤングケアラーの支援や啓発

### 3 多様な分野の主体・資源がつながる地域福祉活動の推進

コロナ禍でも多様な分野の活動主体・社会資源がつながり、活動や参加の場が柔軟に展開できるよう、新たな手法も取り入れながら市域全体での地域福祉活動の推進に向けた取組みを実施する。

(1) 第2期 大阪市地域福祉活動推進計画の推進・発信

計画に基づく取組みの進捗状況・課題・目標の達成状況を適宜把握し、大阪市地域福祉活動推進委員会の意見を反映しつつ、課題解決に向け対応方策を検討・実行する

など、計画のP D C Aサイクルを徹底する。また、計画の推進について幅広く協力が得られるよう、さまざまな場面で住民・関係者に向けて計画概要などを発信する。

(2) コロナ禍におけるつながりづくりの継続・推進

つながりが途絶えないよう、I C T活用の手法や事例を各区社協・地域と共有するとともに、地域福祉活動の状況や取組み内容を定点調査し、市域全体に向けて発信し、地域福祉活動の継続・推進の気運を高める。

(3) 認知症への理解を深める取組みの普及・啓発

地域全体で認知症の人を支える基盤として、認知症の正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」や地域で活動する「オレンジサポーター」を養成し、認知症高齢者などにやさしい地域づくりに取り組む。

ア 認知症サポーター養成講座（企業・団体含む）開催に係る支援

イ オレンジサポーター育成のためのステップアップ研修の実施

ウ オレンジパートナー（企業・団体）の広報

エ 認知症地域支援コーディネーター連絡会の開催

オ キャラバン・メイトの養成、フォローアップ及び組織化の支援

カ 認知症カフェ運営に係る後方支援

(4) 地域子ども支援ネットワーク事業の推進

各区社協と連携し、こどもの居場所活動の継続及び新規立上げの支援、ネットワーク事業への参画を働きかける。とりわけ、全区でこどもの居場所活動団体間の連絡会や交流の場を創設するとともに、活動の応援者である企業・団体との連携を強化し、物資の受入れや職業体験など、支援の拡大促進を図る。

(5) 大阪市ボランティア活動振興基金や助成金、寄附金を活用した民間活動への支援

ア 大阪市ボランティア活動振興基金助成の実施

大阪市内のさまざまな地域課題・福祉課題の解決に資するボランティア活動を実施する団体に対し、基金を活用した助成金交付事業を実施する。特に「立ち上げ支援」の交付団体には、地域に根差した形で継続的に実施できるよう区社協と連携して支援する。

#### イ 共同募金を活用した地域福祉活動への助成

地域住民やボランティア団体、NPOなどが主体となり、地域課題を発見・把握し、コロナ禍におけるさまざまな人が集える居場所・交流の場の創設や活動を継続するため、主体的な地域福祉活動の実践に助成する。

#### ウ 善意銀行の運営

福祉を支える寄附文化の醸成にもつながるよう、善意銀行の内容や活用実績についてホームページなどで積極的に発信し、善意の預託を募る。市民や団体からの善意の預託（金品・物品）については、地域コミュニティづくりへの支援をはじめ、地域福祉活動の推進や大阪の社会福祉における歴史保存・伝承に取り組む社会福祉施設・団体、関係機関などへ払い出し、地域福祉の推進につなげる。

また、地域のさまざまな課題解決の取組みを支援する企業などによるCSR（企業の社会的責任）活動と連携し、物品を活用した生活困窮者への支援などをコーディネートする。

#### (6) 介護予防ポイント事業の実施

65歳以上の高齢者を対象に、生きがいや社会参加、介護予防を目的として、介護保険施設などでの介護支援活動、保育所や認定こども園での保育支援活動などを行うことによりポイントを付与するという事業内容や活動者の声などを積極的に情報発信し、活動登録者の増加と受入登録施設（介護保険施設・保育所）の拡大に努める。併せて前年度に導入したスマートフォンアプリによる活動募集状況のスムーズな情報提供やポイントによる寄附の啓発を推進する。

## 4 暮らしの相談支援の充実

#### (1) 大阪市ボランティア・市民活動センター

市民がボランティア・市民活動や社会貢献活動に参画しやすい環境づくりの一環として、各区ボランティア・市民活動センターの運営や取組み状況を把握し、情報・課題の共有や、情報誌「COMVO」・ウェブ媒体による情報発信を行うなど、区ボランティア・市民活動センターの運営、取組み向上の支援を進める。

また、学生ボランティアなど新たな担い手の参加を促すため、ホームページなどを活用して、初めてボランティア活動を始める場合の入口となるガイド情報を掲載・発信する。

市ボランティア・市民活動センターでのボランティアや市民活動に関する相談については、活動団体の情報提供を行うとともに、区ボランティア・市民活動センターと連携し、地域や関係機関につなぐことで、相談者の活動を支援する。

#### (2) 地域包括支援センター連絡調整事業

市内66カ所の地域包括支援センター（認知症強化型地域包括支援センター、総合相談窓口（ランチ）含む）の機能強化、レベル平準化に向け、地域包括支援センター管理者会を毎月開催し、事業運営に必要な情報の提供・共有、課題解決に向けた情報交換を行うとともに、地域包括ケア推進に向けた地域支援事業の連携、業務別マニュアルの作成や階層別研修を実施する。併せて、介護家族の会連絡会の事務局運営、認知症介護者研修会を開催する。

#### (3) 介護サービス相談センター

介護保険の被保険者やサービス利用者及びサービス提供事業者からの相談を受け、情報提供や苦情相談に対する専門相談員による助言・調整などを行うとともに、地域包括支援センターなどとの連携により、介護保険サービスの質の向上に取り組む。

また、福祉人材の育成を目的として、地域住民が参加しやすい学習会を開催するとともに、各区の居宅介護支援事業者連絡会へ出向き、事業説明するなど、センターの広報活動を強化する。

#### (4) 休日夜間福祉電話相談事業

相談支援機関の窓口が閉まっている休日夜間に、障がい者・高齢者の福祉に関する電話相談に応じ、関係機関などの情報を提供する。

また、「大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業実施の手引き」に基づき、障がい者・高齢者の虐待通報、緊急一時保護の連絡窓口として、関係機関との連絡調整を図る。

#### (5) 生活福祉資金貸付事務事業

相談窓口である各区社協に対し、全国社会福祉協議会（以下、「全社協」という。）や大阪府社会福祉協議会（以下、「府社協」という。）から入手した事業運営に係る情報などを適宜提供するとともに、各区の対応状況を把握し、課題があれば府社協と調整するなど、各区で貸付事業が円滑に実施できるよう支援する。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、生活に困窮する方への特例貸付については、貸付の延長に対応するとともに、貸付事業終了後、生活再建に向けた



支援が必要な方について、府社協とも十分に調整を行い必要な対応を要請し、各区社協に情報提供する。

#### (6) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

ひとり親家庭の自立支援の一環として、就職に有利な資格取得を目指して、養成機関に在学している、ひとり親家庭の親に対する入学準備金の貸付・償還業務を行う。

## 5 災害に備えた平時からの取組みの推進

### (1) 災害対策の迅速・的確な実施及び社協機能の継続

本会は、発災時にすみやかに災害対策本部を立ち上げ、状況把握のうえ、災害ボランティアセンター開設の可否を判断していく必要があり、災害対策本部の業務内容や災害復旧の状況を見ながら、社協事業の順次再開・継続に係る手順などを示した事業継続計画（BCP）及び大阪市災害ボランティアセンター開設・運営マニュアルを作成しているが、その実効性をさらに高めるため、BCP及びマニュアルを見直し、職員への周知を図る。

### (2) 職員の災害時における対応力向上

災害対策本部設置訓練などを区社協と合同実施するとともに、大阪市災害ボランティアセンター運営者研修や近畿ブロック社協災害支援研修などを計画的に受講させるなど、災害時に主体的に対応できる職員を育成する。

### (3) 関係団体との連携強化

おおさか災害支援ネットワーク（OSN）の事務局を他団体と共同で担い、関係団体との連携強化に向けた定例会などを開催するとともに、災害時のボランティア活動支援に関する協定を締結しているライオンズクラブをはじめとする各団体と本会及び区社協との顔の見える協力関係を構築する。

## 6 地域福祉を支える人材確保及び育成強化

大阪市ボランティア・市民活動センターと大阪市社会福祉研修・情報センターを中心に地域活動の担い手の養成と福祉専門職の育成を計画的に推進するとともに、すべての住民が福祉への理解を深め、とくに子どもたちが福祉を身近に感じ、ボランティア活動や福祉の仕事に関心を持つよう、福祉教育を推進する。

(1) 情報発信により福祉に関心を持つ人を広げる取組みの推進

福祉の輪を広げていくため、本会の広報誌やホームページ、地域福祉シンポジウムなどを通して地域福祉活動に関わるさまざまな取組みを発信し、一人ひとりの意識を変え、地域全体で支える地域づくりを推進する。

(2) 福祉教育の充実

全国福祉教育推進員研修を受講した職員を中心として、社会福祉法人・福祉施設などと地域でネットワークを組み、多様な関係者の協働による福祉教育プログラムを検討・作成し、学校、企業、市民など担い手育成に向けた福祉教育を実践する。

また、区社協において、地域や学校と連携し、創意工夫を凝らして実施する取組みを支援する。

(3) 地域福祉活動の担い手育成

活動に関心のある市民（学生など）に対して、ニーズに応じた情報提供や情報発信、コーディネートを行う。

また、地域福祉やボランティア・市民活動に関心を持ってもらえるよう、ボランティア育成講座を開催するとともに、多様な団体が主催するボランティア養成講座に講師として参画し、活動のやりがいや楽しさなどを伝え、地域福祉活動の担い手の育成に向け啓発活動を推進する。

(4) 福祉専門職の育成・確保

大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、社会福祉を支える人材養成のための多様な研修や実習を実施するとともに、社会福祉法人・福祉施設などの福祉専門職や社会福祉に関心のある市民に向けた魅力ある情報を発信する。

また、福祉・介護分野での人材不足が深刻な状況を踏まえ、大阪市福祉人材養成連絡協議会において、人材確保と育成・定着を支援するため、効果的な方策を引き続き検討し、これまで福祉・介護とつながりの希薄な層を対象に担い手の拡充に向けた啓発に取り組む。

ア 社会福祉施設職員を対象とした福祉従事者研修や認知症介護研修、介護職員研修の実施

イ 社会福祉施設、事業者からの人材育成などに関する相談対応及び情報提供

ウ 社会福祉に関する調査研究

エ 介護の職場 担い手創出事業の実施

- オ 情報誌「ウェルおおさか」やホームページを活用した福祉従事者及び市民に向けた地域福祉やボランティア市民活動に関する情報発信
- カ 図書・資料閲覧室の運営及び展示コーナーでの企画展示
- キ 福祉職員のためのメンタルヘルス相談及び出張研修の実施
- ク 社会福祉研修・情報センター開設20周年記念事業の実施

## 7 暮らしの安心を支える権利擁護の推進

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）」と「成年後見支援センター事業」の連携を一層強化し、権利擁護に関する取組みを一体的に推進する。

### (1) あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）の推進

判断能力が不十分な方が地域で自立した生活を営むことができるよう、意思決定支援の理念を基本に、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理の支援などを実施する。とりわけ、今年度は申込みから契約までの時間短縮及びサービス利用の待機者を減らし、迅速に契約を締結する。

また、適正な事業実施を図るため、約2,700件の契約全件の実地調査を行い、結果に基づき必要な改善を進める。さらに、担当職員のスキルアップに向け、研修会や連絡会を通じて、事業推進に必要な諸制度の理解促進を図るとともに、業務の標準化や効率化に向け、業務マニュアルを活用し、職員に周知徹底する。

### (2) 成年後見支援センター事業の推進

権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として、成年後見制度のさらなる利用促進のため、広報や相談機能の充実を図り、制度を必要としている人を適切な利用につなげる。

また、権利擁護及び地域福祉の担い手でもある市民後見人の活動を拓げるため、養成・活動支援に向けた取組みを一層推進する。

- ア 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会の運営
  - ・総会の開催（年1回）

- ・弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の参画による5部会（広報部会、相談部会、制度利用促進部会、後見人支援部会、点検・評価部会 各年2回程度）及び市民後見人養成・活動支援会議（月1回）の運営

イ 成年後見制度の広報・啓発及び相談

- ・有料広告やホームページの活用、スーパー・コンビニ・金融機関などへのリーフレット・ポスターの掲出による広報や講演会などの開催による啓発
- ・協議会構成団体との連携による金融機関などへの広報活動の展開
- ・ホームページの「よくある質問（FAQ）」の充実
- ・成年後見制度に関する本人・家族や支援関係者からの相談対応

ウ 市民後見人の養成・活動支援

- ・参加者の利便性を考慮し、複数会場での市民後見人養成講座の開催
- ・市民後見人バンク登録者への研修や受任者への専門相談などによる活動支援
- ・市民後見人活動の普及・啓発のための実践事例の収集及びホームページへの事例掲載、講演会などでの実践報告による情報発信
- ・市民後見人バンク登録者に対する地域福祉活動などに関する情報提供

エ 相談支援機関の後方支援

- ・相談支援機関が形成する本人を中心とした「チーム」を支援する専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）の派遣
- ・相談支援機関における成年後見制度の利用支援に関する研修会の実施

オ あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）から成年後見制度への円滑な移行支援

- ・あんしんさぼーと事業相談員と生活支援員に対する制度理解の研修実施
- ・あんしんさぼーと事業の成年後見支援事業の制度移行がふさわしい人のリストの共有と迅速な移行支援

カ 親族後見人支援

- ・専門職団体との連携・協力による相談会（月1回）の実施

キ 成年後見制度の利用促進全般に関する関係機関との連携

## 8 介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業の実施

対象者一人ひとりの個別性や人権に配慮しながら、公募選定により受託した19区において、他都市からの依頼を含む要介護認定調査及び市内全域での障がい支援区分認定調査を中立・公正に実施する。実施にあたっては、調査依頼件数の推移を見ながら、業務に遅滞をきたさないように必要な人員を確保し、業務執行管理を徹底する。

調査業務に従事する職員の資質向上に向け、介護保険及び障がい福祉制度に対する理解を深める研修を実施する。さらに、令和4年度から要介護認定調査はタブレット端末を導入し、調査を効率的に実施する。

## 9 福祉関係機関・団体との連携と協働

### (1) 大阪市民生委員児童委員協議会との連携

地域社会のつながりが希薄化する中、さまざまな生活の困りごと、育児や介護などの悩みを抱える人々の身近な相談相手となり、地域のつなぎ役、見守り役として活動を展開する大阪市民生委員児童委員協議会とさまざまな社協活動において連携を深め、より一層の地域福祉の推進を図る。

### (2) 大阪府共同募金会との連携

赤い羽根共同募金の助成金をもとに、こどもの居場所づくりをはじめとしたさまざまな地域福祉活動を一層推進する。街頭募金活動には、本会職員も積極的に参画し、広報誌やホームページに地域の支え合い運動の一環としての活動趣旨を掲載するなど、大阪府共同募金会活動に協力する。

### (3) 大阪市社会事業施設協議会、区社会福祉施設連絡会への支援

大阪市社会事業施設協議会（児童・保育・高齢・生活保護・地域・障がいの6つの種別団体により構成）の事務局として、市内の社会福祉施設による公益的な取組みの推進、福祉の仕事を志す人を広げる・つなげるための情報発信などを支援する。

各区社協が事務局を担う区社会福祉施設連絡会と協働するとともに、連絡会の組織・活動の活性化に向けて支援する。

### (4) 大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会への支援

市域の社会福祉施設が人権意識を高め、施設運営を通じて人権活動の積極的な推進を図ることを目的に設置されている、大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会の取組みについて、人権研修の開催を中心に支援する。

(5) 近畿地域福祉学会大阪大会の開催支援

令和4年度は、本会が近畿地域福祉学会の年次大会の事務局として、地域福祉に関する研究や実践を多くの関係者が学び地域福祉の推進につながるよう、大会開催を支援する。